

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 1 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 1 月 1 7 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 7 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 議案第 3 9 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6 議案第 4 0 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 8 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 6 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	越 前 谷 邦 夫 君	2 番	大 久 保 富 士 子 君
3 番	篠 原 功 君	4 番	大 屋 治 君
5 番	立 野 広 志 君	6 番	五 十 嵐 篤 雄 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	今 野 幸 子 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	石 川 邦 子 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 真 屋 敏 春 君 副 町 長 武 川 正 人 君

総務部長 佐 野 大 次 君 経済部長 若 木 渉 君

洞爺総合 支所長	高	橋	秀	明	君	総務課長	高	橋	謙	介	君
危機管理 室長	仙	波	貴	樹	君	税務財政 課長	藤	岡	孝	弘	君
住民課長	後	藤	和	郎	君	健康福祉 課長	高	橋	憲	史	君
健康福祉 センター長	末	永	弘	幸	君	観光振興 課長	田	仁	孝	志	君
産業振興課 長兼新型コ ロナウイル ス特別対策 室長	原		信	也	君	環境課長	佐々木			勉	君
上下水道 課長	篠	原	哲	也	君	庶務課長	兼	村	憲	三	君
農業振興 課長	片	岸	昭	弘	君	洞爺湖温 泉支所長	金	子	信	之	君
会計 管理者	金	子	真優美		君	教育長	皆	見		亨	君
管理課長	天	野	英	樹	君	社会教育 課参事	角	田	隆	志	君
社会教育 課長	野	呂	圭	一	君	代表監査 委員	山	口	芳	行	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	書記	阿	部	は	る	か
庶務係	木	村	暁	美						

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和4年1月会議を開会いたします。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎自治功労賞伝達

○議長（大西 智君） 佐藤議会事務局より発言を求められておりますので、これを許します。
佐藤事務局長。

○議会事務局長（佐藤久志君） 胆振管内町村議会議長会におきまして、大西議長が在職10年以上の自治功労を受賞しておりますので、ここで板垣副議長より伝達をさせていただきます。
大西議長は前のほうへお願いいたします。

◎新年の挨拶

○議長（大西 智君） 会議に先立ちまして、令和4年初会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様、新年明けましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

1月会議、年頭に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染症の蔓延により、住民生活や地域経済は大きな影響を受け続けております。現在、首都圏を初めとする大都市におきましても感染拡大が進み、北海道においても新規感染者の発生が増加傾向にあるなど、予断を許さない状況が続いております。私たち一人一人が基本的な感染予防対策にしっかり取り組むことが求められております。

当町におきましても生活支援や事業者支援の対策など、様々な取組を積極的に実施してまいりましたが、いまだに終息が見えない状況下であり、引き続き支援対策が必要だと思っております。

また、コロナ禍を見据えた対策を進めていくことも重要となっております。議会といたしましても、町、各関係機関、各団体と連携、協力をしながら必要な施策の推進に努めていきたいと考えております。議会におきましても町民を代表して、議員一同決意を新たに議会運営に取り組んでまいりたいと思ひますし、今まで以上に町民の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

コロナウイルス感染症が早期に終息し、本年がよりよい年になりますようお祈り申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げまして、年頭の挨拶に代えさせていただきます。

次に、町長から年頭に当たり、挨拶の申し出がありますので、これを許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 改めまして、明けましておめでとうございます。

令和4年の初議会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、ご健勝にて新しい年をお迎えのことと拝察し、心からお慶び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、2度にわたり緊急事態宣言が発令され、当町においても洞爺湖マラソンや北海道ツーデーマーチなどのほとんどのイベントが中止を余儀なくされました。

本年になり感染対策を徹底した上で、2年ぶりに成人式を開催できたことは大変喜ばしいことでしたが、現在も沖縄県などで蔓延防止等重点措置が適用され、北海道内でも感染者が増加しており、予断を許しません。

このような中ではございますが、昨年、入江高砂貝塚を含む17の遺跡で構成する北海道・北東北縄文遺跡群がユネスコ・世界文化遺産に登録され、また、アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」や洞爺湖中島の「中島・湖の森博物館」がオープンし、入江高砂貝塚館もリニューアルいたしました。加えて洞爺駅エレベーターの設置と、洞爺湖温泉大通線の一部整備が完了し、地域の皆様に活用していただくとともに、これらの資源を活用して、コロナ禍を乗り越えてまいりたいと考えております。

今後もこれまで同様、感染防止対策を徹底した上で、事業所支援などの経済対策に取組、医療機関と緊密な連携を図りながら、3回目のワクチン接種に向けた準備を進め、万全な実施体制を構築してまいりたいと考えております。

最後になりますが、町民の皆様、議員の皆様の今年1年のご健勝をご祈念申し上げ、併せて町政への一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、年頭に当たってのご挨拶といたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、6番、五十嵐議員、7番、千葉議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。読み上げて報告とさせてい

たきます。

所管事務調査報告書。

令和4年1月17日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和4年1月会議の運営について。

2、調査日、令和4年1月14日金曜日。

3、出席委員、私のほか、石川副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。

4、委員外として、大西議長、板垣副議長にご出席をいただきました。

5、説明員、武川副町長。

6、結果、地方自治法第102条の2第7項の規定に基づく洞爺湖町議会令和4年1月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、1月17日、1日間。

審議日程について、1月17日、本会議。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。傍聴者についても入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用し、間隔を開けて着席いただくこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 令和4年1月会議に町の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）として、金員の寄附でございまして、ふるさと納税寄附金としてでございます。今

回、個人で1,544件、累計で5,965件でございます。金額といたしまして、今回、4,158万3,000円、累計で1億2,321万円でございます。

(2)として、物品の寄附でございます。洞爺湖ロータリークラブ、会長新田裕基氏でございます、ティッシュケース100個でございます。

(3)として、土地の寄附でございます、道路用地として寄附を受けております。

アとして、虻田郡洞爺湖町洞爺町176番地、上埜美智子氏。虻田郡洞爺湖町洞爺町167番地39、243平方メートル。同じく虻田郡洞爺湖町洞爺町174番地5、90平方メートル、同じく虻田郡洞爺湖町洞爺町175番地2、140平方メートルでございます。

イとして、これも土地の寄附でございます、虻田郡洞爺湖町入江212番地2、今井正孝氏でございます、虻田郡洞爺湖町入江223番地40、22平方メートル、同じく虻田郡洞爺湖町入江223番地41、97平方メートルでございます。

2番目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

年末年始を過ぎ、日本国内での新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は徐々に増加しており、沖縄県を初めとする3県に蔓延防止等重点措置が発令され、北海道内においても変異株のオミクロン株が確認されるなど、さらなる感染拡大が懸念される状況にあります。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、昨年12月末現在で6,913人、87.7%の方が2回目の接種を完了しており、引き続き希望者に対する2回目接種の完了に向けて取り組んでまいります。

また、昨年12月21日から町内の医療機関において、医療従事者に対する3回目接種が始まっており、2月には65歳以上の方々に対する3回目接種を開始することから、ワクチン接種の円滑な実施に向けて準備を進めております。

今後につきましても、国や北海道と連携し、感染症の蔓延防止、住民と事業者への支援に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ワクチン接種を実施する医療機関に対する支援事業について、補正予算案を本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目に、国民健康保険税率等の改正に係る国民健康保険運営協議会答申についてでございます。

昨年10月に諮問しておりました令和4年度からの国民健康保険税率等の改正につきまして、洞爺湖町国民健康保険運営協議会から12月27日に答申をいただきました。答申は、一般会計から多額の支援を受けて収支を保っている国保会計の現状や国保が抱える課題の一つである赤字相当分の削減、解消を図るには、税率等の改正が必要であるとの町からの諮問に沿った内容となっております。

改定見込額は、総額で1,000万円程度、改定率では7.16%の予定です。1世帯当たりの平均にしますと8,854円程度、1人当たり平均では5,750円程度となります。

なお、本会議に洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正案を提案しておりますので、よろ

しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

4として、各種事務事業の取組状況でございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。

なお、この分の朗読については省略をさせていただきます。

引き続きまして、追加の行政報告でございます。

ページをめくっていただいて、1ページ目でございます。

トンガ諸島付近の火山での大規模噴火に伴う潮位変化についてでございます。

1月15日午後1時頃発生したフンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山での大規模噴火により、気象庁では同日午後7時過ぎに、日本への津波の影響はないと発表したところ、国内各地で潮位変化が確認されたことから、翌16日午前零時15分に、鹿児島県奄美大島とトカラ列島、岩手県に相次いで津波警報を発令したほか、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波注意報を発表しました。

当町での防災体制につきましては、津波注意報が発令されたことから、地域防災計画に基づき、第1次非常配備体制を取り、津波警報へ移行した場合に対応できるよう警戒監視を実施したところであります。

同日午前1時過ぎから午前8時半頃までに、入江、大磯の漁港を初め、海岸付近のパトロールを計5回実施し、午前1時半頃には入江、大磯両漁港において20センチメートル程度の潮位変化を確認しましたが、越波等は確認されず、被害は確認されませんでした。

その後、午後2時に気象庁から津波注意報解除の発令を受け、これに合わせて当町での第1次非常配備体制を解除しました。

今後も地域防災計画に基づき的確な防災対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目に、洞爺湖町成人式についてであります。

令和3年度洞爺湖町成人式は、1月9日日曜日、洞爺湖町役場防災研修ホールにおいて、新成人該当者62名のうち、町内外から46名が出席して行われました。

2年ぶりとなる開催に当たっては、国や北海道からのガイドラインに基づいて、開催時間の短縮、会場内の換気、来賓等の人数制限等を実施し、咳や発熱などの症状がある参加者については、万が一に備え別室モニタールームを準備するなど、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払いながら実施いたしました。

式典では、ご列席いただいたご来賓の方々や中学校当時の担任から新成人へのご祝辞をいただき、新成人を代表して大石実来さんが20歳の誓いの言葉を述べ、和やかな雰囲気の中で行われました。

また、式典後には、地元特産品が当たる抽選会も行われ、晴れやかな新成人の門出をお祝いする式典となりました。

二つ目に、各種事務事業の取組状況についてであります。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。

なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第7号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出とおり報告を受けることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

下道委員長。

○総務常任委員会委員長（下道英明君） 読み上げてご報告をさせていただきます。

報告第7号所管事務調査報告書。

令和4年1月17日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

総務常任委員会委員長、下道英明。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

所管事務調査その1。

1、調査事項、小学校・中学校の現況について。

2、調査日、令和3年12月20日月曜、21日火曜、2日間でございます。

3、出席議員、私、下道、今野副委員長、越前谷委員、大久保委員、五十嵐委員。

4、説明員等は、教育委員会、皆見教育長、管理課から天野課長、尾崎主幹。虻田小学校では、小野島校長、菅野教頭。虻田中学校では、瀧澤校長、菅田教頭。洞爺湖温泉小学校は、柿崎校長、市嶋教頭。とうや小学校は、山下校長、鹿野教頭。洞爺中学校は、菅林校長、佐藤教頭。

5、調査内容でございます。町内の小中学校を訪問させていただき、授業の様子などを見学するとともに、次の3項目について調査を行いました。

①不登校児童・生徒の状況は。

②いじめ防止対策、いじめの発見、からかいや冗談といじめの捉え方。

③ヤングケアラーについて、子どもたちはどのように認識しているのか。また、このことで悩んでいる子どもはいないのか。

6、調査結果でございます。

①小学校においては、不登校に該当する事案はない状況となっている。情報を教師全員で共有するなどし、事前の取組に力を入れている。

中学校においては、不登校となっている生徒はいるが、スクールカウンセラーなどの力をかりながら改善に向けた取組を実施しており、減少傾向にある。

②現在、いじめは学校の中で発生するものではなく、スマホなどを使って情報発信されるSNSによるものもあり、いじめは絶対に発生しないとは考えておらず、子どもたちの生の声を聞いたり、その場で即対応するなど、早期に解決するよう取り組んでいる。

子どもの受け止め方で差異はあるが、嫌な思いをしたということはいじめと捉え、対処している。子どもたち自身が気をつけることや、教職員による組織的な取組の強化などにより、いじめにつながるような事案の発生は少ない状況となっている。

③該当する家庭や子どもはいないことから、特に指導していることはないとのことであった。生徒・児童の少ない学校においては、子どもと教師の関係が非常によく、身近な指導が可能となっており、子どもたちの発信には常にアンテナを張っているとのことである。

各学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、玄関や廊下には児童・生徒が作成した感染防止のための掲示物が張られるなど、しっかりと対策に取り組んでいることが確認できた。

また、教育活動の一環で、ふるさと教育をキーワードとした心の教育に取り組んでいる学校があり、自分たちが住み、生活している町での宿泊研修を行ったり、タブレットを使用したり、学習に積極的に取り組んでいる。

町内小中学校においては、防犯対策として、校内へ侵入した不審者に対応するため、「さすまた」を用意しているが、設置本数及び設置箇所が定まっていない状況となっており、緊急時において適切に使用できるよう整備することが必要である。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第39号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次に定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。

医療費が高止まり傾向にある中、保険税収入が減少し、国保会計は一般会計から多額の財源を繰り入れして収支を保っている状況となっております。結果的には、この多額の繰入れが社会保険等の加入者の税金も投入されることとなりますことから、国保が抱える課題の一つである赤字相当分の削減解消を図るため、道内で低い額となっている均等割の税額を改正するものでございます。

町は、令和3年10月に、洞爺湖町国民健康保険運営協議会へ税率等の改正について諮問し、同年12月27日に答申を受けましたことから、その答申を踏まえ、令和4年度から国民健康保険税率等の一部改正をする条例案を提案するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

第5条でございます。国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、「1万6,000円」を「2万3,000円」に改めるものでございます。

第7条の2でございます。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、「4,000円」を「7,000円」に改めるものでございます。

続きまして、第23条、国民健康保険税の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

第1項第1号では、合計所得が43万円を超えない世帯、これは給与所得者が2名以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加算した額でございます。納付税務者について7割軽減する額を定めております。

第1号のアでは、基礎課税額の被保険者均等割額について、「1万1,200円」を「1万6,100円」に、それから3ページにございます第1号ウでは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、「2,800円」を「4,900円」に改めるものでございます。

次に、第2号では、5割軽減する額を定めてございます。2号のアでは、基礎課税額の被保険者均等割額について、「8,000円」を「1万1,500円」に、第2号ウでは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、「2,000円」を「3,500円」に改めるものでございます。

ページをめくっていただいて、4ページ目をご覧ください。

第3号では、2割軽減する額を定めてございます。

第3号アでは、基礎課税額の被保険者均等割額について、「3,200円」を「4,600円」に、第3号ウでは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、「800円」を「1,400円」に改めるものでございます。

次に、第2項では、6歳に達する日以後の3月31日以前にある被保険者、いわゆる未就学

児が納税義務者の属する世帯に存在する場合の減額する額を定めてございます。

５ページ目でございます、第１号では、基礎課税の被保険者均等割額の減額を定めてございます。第１号のアでは、７割軽減対象世帯について、「２,４００円」を「３,４５０円」に、第１号イでは、５割軽減対象世帯については、「４,０００円」を「５,７５０円」に、第１号ウでは、２割軽減対象世帯について、「６,４００円」を「９,２００円」に、第１号エでは、軽減対象外世帯について、「８,０００円」を「１万１,５００円」に改めるものでございます。

第２号では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額を定めてございます。第２号アでは、７割軽減対象外世帯について、「６００円」を「１,０５０円」に、第２号イでは、５割軽減対象世帯について、「１,０００円」を「１,７５０円」に、第２号ウでは、２割軽減対象世帯について、「１,６００円」を「２,８００円」に、第２号エでは、軽減対象外世帯について、「２,０００円」を「３,０００円」に改めるものでございます。

それでは、もう一度議案書の１ページに戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思います。

第１項、この条例は、令和４年４月１日から施行するものでございます。

第２項、適用区分としまして、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるとしてございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、立野議員。

○５番（立野広志君） それでは、何点か確認も含めてお聞きしますが、今回提案の国民健康保険税条例の一部改正ということですが、この答申の内容について、事前に頂いた資料の中に、プリントを見ますと、本来、国保税等で賄うべき赤字相当分に対する一般会計繰入額が云々かんぬんと書いてありますが、この答申内容というのは、答申書そのものなのでしょうか、それとも答申内容を要約して町のほうでつくった文章なのか、その辺をまず確認させていただきたいのと。

特に私が気になったのは、本来、保険税で賄うべき赤字相当分というふうに書いているのです。そもそも国民健康保険というのは、もう何回も繰り返し、私、議会でも言っておりますが、収入のない方々も含めて、国民健康保険、ほかの健康保険に入ることのできない、生活保護は別ですけれども、入ることのできない方々が、いわば強制的に加入させられている保険です。だからこそ国民皆保険制度と言われているわけなのですが。

ですから、当然必要な保険料を払えない方はいるわけです。また、少ない収入しかない方もいるわけです。そういう中で、この健康保険の会計の中だけで、特に、会計を賄うということは、基本的に無理な話だと思うのですが、それが何か保険税で賄うべき赤字相当分とい

うふうに書いていることは、本来は、これは国保の会計の中で完結しなければならないのだというふうに言っているように聞こえるのですけれども、これはどういう意味なのか、ちょっとその辺を一つ伺いたいと思います。

それから二つ目は、実際に改正される内容をいろいろと考えてみましたら、例えば7割軽減世帯、これは収入が98万円以下です。1か月の収入にすれば8万1,600円以下の収入しかない方なのです。こういう世帯については6,000円となるわけです。5割世帯、155万円以下の世帯、これも1か月にすると、これ夫婦2人世帯で12万9,200円なのです。これが1万円の金額になると。2割世帯でいえば、収入が222万円以下で、1か月にすれば18万5,000円相当になりますが、これが1万6,000円。こういう世帯にとってみますと、国民健康保険税の負担だけではなくて、ほかにも介護保険とか負担があるわけです。そうすると、例えば7割軽減世帯で、僅か1か月、2人で8万1,600円のところを6,000円になると。そのほかに、今はこういうふう燃料費も上がって、暖房代もかかる。そして介護保険もかかる。こうなったら、本当にこういうふう収入の少ない世帯にとってみれば、僅かな引上げであったとしても大きな負担になるのだと私は思うのですけれども、その辺、こういう方々が本当にこれから安心して生活できる、また、医療の負担も含めて取り組んでいけるということを確認した上で、この引上げを提案されているのかどうかということ。この二つをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） まず、1点目の答申の内容でございます。先ほど全員協議会のほうでご説明させていただきました資料の中で、裏面についておりました答申内容でございます。こちらにつきましては、運営協議会のほうから答申された内容をほぼ載せている状況となっております。

次に、国民健康保険制度についてでございますが、国民健康保険制度につきましては、今現在、保険給付費というのは、北海道から10分10、保険給付費交付金として交付されてございます。国保会計につきましては、平成30年度から都道府県化という制度に乗っかりまして運営してございますが、北海道が示す国保事業費納付金というものを、税額及び一般会計からの基準内繰入れによって賄う制度となつてございます。基準内繰入れもしくは税額でございますので、基本的には、そこで赤字が発生するということはないという制度になつてございます。

なお、道内におきましては、洞爺湖町を含めまして、赤字というのが存在しているのは17団体ほどございまして、17団体でそれぞれ赤字を持っている部分を解消していくというのが国及び道の考え方でございまして、制度の趣旨でございます。

なお、今回、改正の提案してございます均等割の改定でございますが、道内で低いとされる税額の引上げでございますが、北海道から示される国保事業費納付金を賄うための標準保険料率というのが示されてございます。その示されている部分の乖離が大きい部分が、いわゆる均等割というところでございまして、その部分を解消しないことには赤字部分の削減

には結びつかないということで町として考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 今の説明は、道の説明であり、国の説明でもそういう説明がよく出てきます。後でまた述べたいと思うのですが、しかし、今、私が紹介したように、実際にこれだけ僅かな収入しかない世帯にとってみると大きな負担になると、そういう認識はあるのかどうかということです。赤字を解消するためだとか、それから、道が示した国保事業費納付金に、これは町が納めなければ駄目だと。いわば実際に入ってくる保険税と道に納める納付金の乖離が大きいから、それを縮めるために、いわば保険税を上げて、少しその差を縮めていきたいという考えでしょう。それは、道もそうやって一生懸命、道が言っているのは、保険税の参考なのです。参考だから、これを運営する、主体である自治権を持っている自治体が、それに従うという義務はない。あくまでも参考なのですよね。そういう中でも、結局道が言うとおりにそれを進めていこうと。

それから、先ほど副町長は、他の社会保険等の加入者が結局赤字分を穴埋めするようなものなのだと、負担の公平というようなことも言いました。私、それこそおかしいのではないかと、考え方として。なぜかといえば、憲法上だって、憲法の25条には、生存権及び国民生活の社会的進歩、向上に努める国の義務というのがあるのです。その中に、国は全ての生活部面について、社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあるのです。つまり、生活困窮している人たち、そういう人たちに対しては、国そのものがそういう人たち、最低限の生活を保障するために必要な手立てを取るという、いわゆる国の義務が定められている。それから完全に逸脱してしまっ、そしてそういう収入の少ない人たちには、ほかのほうからやりくりしているのだから、それは不公平だと。そういう考え方が実は今の政治そのものの姿なのだと思うのですけれども、それを今この町としても、それをお題目にして、保険税を引き上げて、それで生活が困窮しよう何しようとは知らないよというような対応を取るのでは私はまずいと思うのだけれども、その辺では町長はどういうふうにお考えなのか。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 私どもの町は、やはり低所得者階層の方が非常に多いという状況がございます。そんな中、やはり保険料の引き上げ等々に関しましては、非常に苦慮しなければならないというところでもありますし、常日頃、北海道町村会あるいは全国町村会を通じて、国のほうに国保の国の負担率をもう少し上げてほしいという要望をこれまでしてまいりました。これにつきましては、毎年のように要望しているわけでございますが、国のほうとして、なかなかかたくなな態度が今現在あると。

そんな中、私どもの町として、基準外繰り出しだけでなく、基準内繰り出しも今まで実施してきたところでございます。このまま赤字が続くようなことになっていくと、町全体としてやはり厳しい状況があるということ。

さらには、2030年には北海道の国保連合会のほうでも、全道統一的な料金体系にしていきたいという考え方があるようでございますが、それまでにまだちょっと時間があるようでございますけれども、何としてもやはり国保会計の改定の基準、これをやらなければどうしようもないところに来ているのが現状かなというふうに思っております。確かに生活は非常に厳しいところにあります。そのことは私どもも重々承知していることではございますが、やはり利用者の方にご負担もお願いしていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、私どもの町は、この均等割、平等割のほかに資産割というのもやらせていただいております。この資産割も解消すれという通達が今来ているわけではございますが、これもやるということになったら、今、二重、三重苦になってしまうというおそれもありまして、今回は税率の改正、極力少なくしながらという思いで町のほうでも考えていたところでございますが、今後とも何かいい方法があれば、そういう方向に向かっていきたいというふうに思いますが、現在の段階では、これが限度かなという思いで提案をさせていただいたところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに、本件に反対者の発言を許します。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 議案第39号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

国保税の引上げの必要性について、町は、一つ、基準外繰入額の解消や赤字削減、解消計画との整合性。さらに二つ目には、応能応益割合を現行の62対38を50対50に底上げするためだとしていますが、この最大の要因は、政府による市町村国保の財政安定化を理由に、2018年度から国保の都道府県化が実施され、北海道が標準保険料や収納率などを示す参考としながら、保険税の引き上げや減免制度の縮小、廃止などを求めていることに応じる内容となっています。

北海道は、2024年度までに市町村の法定外繰入れの解消と保険料水準の統一を市町村に求め、2030年度には統一保険料とすることを目指しています。当町を含め、これまで保険料・税の値上げを抑えてきた自治体や子育て世帯、低所得者、障がい者、ひとり親世帯・家庭など、それぞれの実情に合わせて独自の減免をしてきた自治体ほど大きな値上げを強いられ、加入者への負担になる可能性があります。

国保の都道府県化を利用した国保料・税値上げは許せません。国保法と地方税法によれば、国保料・税を決めることができるのは市町村の権限と規定されています。法定外繰入れの解

消や統一保険料を押しついたりすることは、国保法と地方税法の規定を否定することになります。法定外繰入れは、国保税が高いために住民の国保税負担を軽減するために実施されているものです。国や道は、国保税が少なくても協会けんぽ並みに引き下げよう努力すべきものであり、強要などもってのほかです。

本議案の改定内容は、国民健康保険税、応益割の均等割の医療分を7,000円引上げ、2万3,000円に、後期高齢者支援金分を3,000円引上げ7,000円にするものです。町の説明では、これによる全体の引上率は7.16%、1世帯当たり平均8,854円、1人当たり5,750円となると説明しています。ところが所得水準の低い法定減額に該当する世帯では、平均の引上率を超えて、さらに高い引上率となっています。

町が示したモデルケース、夫婦40歳以上65歳未満の世帯では、収入98万円以下、所得43万円以下の7割軽減世帯は6,000円の負担増で、増額分は12.8%もの引上げとなります。収入155万円以下、所得100万円以下の5割軽減世帯は1万円の負担増で、7.6%もの引上げです。収入222万円以下、所得147万円以下の2割軽減世帯は1万6,000円負担で、7.6%の引上げです。今回の均等割額の引き上げは、このように所得の少ない世帯に最も負担が重くなり、さらに世帯構成員が多ければ多いほどその負担が増えるもので、到底容認できる内容ではありません。

そもそも今回の国保税条例の一部改正は、2019年度税制改正大綱によるもので、国民健康保険税において負担の公平を図るためとされたことによるものですが、政府が負担の公平を図るためというのであれば、まず、全国知事会が要望した均等割の廃止、地方への1兆円の財政支援こそいの一歩に行うべきものであります。

国は2018年から国保の都道府県化を強行しました。この制度改正の最大の狙いが法定外繰入れの解消です。国保では、国保税の高騰を抑え、自治体独自の減免などを行うため、多くの自治体が一般会計から国保会計への公費の繰入れを行ってきました。この法定外繰入れも6年間で解消し、保険税へ転嫁するため、国保税は値上げとなる仕組みを強行しました。既に高過ぎて払えない、こういう悲鳴が上がっている国保税です。

当町は、国保に加入する世帯の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者などで、低所得者が占めていて、平均保険税は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの保険料の約2倍にもなります。コロナ禍により税率引き上げを1年据え置いてきたと説明されていますが、地域の経済状況も国保加入者の所得状況も一向に交点しているとは言えない状況にあります。保険税は、所得に対しての保険税率が他の医療保険の中でも一番高いという構造的な問題がある下で、町民に一層の保険税負担を押しつけることは国保制度を根底から崩すことになる。皆保険制度をないがしろにするものです。

これまで繰り返しこの問題については指摘してきたとおりであります。コロナ禍にある町民の命と暮らしを守るために町は公費等に増額し、保険税の引上げにこそ行うべきです。国保は他の健康保険と違って、世帯人数に応じた均等割保険税がかかり、子どもの数が多いほど負担が重くなる人頭税としての性格を持っています。同時に、他の健康保険では子どもに

保険税はかかっていません。国民の世論と運動に押されて、政府の社会保障審議会医療保険部会では、2022年度から全ての未就学児の均等割に公費を投入し、現行から5割軽減することとなりましたが、18歳までの子どもの均等割無料化は2億円あれば実施できる中身です。このコロナ禍での収入減は子育て世帯を直撃しています。コロナ終息の見通しも立たず、収入の回復がすぐに見込めない中だからこそ、子どもの均等割軽減の時期の前倒し実施や、18歳まで対象拡大など、見直しを国に求めていくことこそ必要ではないでしょうか。

最後に、私は、真屋町長が国の言いなりになった冷たい国保行政を改めて、町条例による減免制度の拡充を図りつつ、全国知事会が要望した法改正と財政支援を国に強く要望するとともに、一般会計からの繰入れを増やし、高過ぎる国民健康保険税を引き下げるよう強く求めて、反対討論といたします。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、反対者は長きにわたって、長く自分の考え、妥当と認める部分も私は聞いていて、ありましたけれども、今ある述べられたことであっても、現実に今起きている当町の国保会計を改善する形にはなりません。

この答申内容も、私も協議会で説明を受けたものを見させていただきましたけれども、この答申内容については、一々中身は言いませんが、妥当な答申というふうに思っています。

ただ、附帯意見もついてございますので、この附帯意見をしっかりと守っていただくと同時に、抜本的な改革は、反対者も述べておられましたが、国による大きな改革を望まなければ、小さな地方自治体で解決できる問題ではないというふうに認識はしています。

よって、今後も国に強い働きかけをしていただくと同時に、あとは、町の所得水準を少しでも高く上げていく、この施策にも努めていただきたいと思います。

以上が賛成の理由でございます。

○議長（大西 智君） これで、討論を終わります。

これから、議案第39号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第39号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第40号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の２ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案第40号令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第８号）でございます。

令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

第１条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億5,861万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,830万8,000円とするものでございます。

１月会議の補正予算の概要につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急対策として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金事業のほか、医療機関等への支援、スマート農業体制整備による産地生産基盤パワーアップ事業、普通交付税の追加交付などとなっております。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきたいと思います。

事項別明細の４ページ、５ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

11款１項１目地方交付税でございます。こちらは、普通交付税の追加交付によりまして、１億3,747万3,000円を増額するものでございます。

次に、15款国庫支出金２項国庫補助金２目民生費国庫補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金で２億249万1,000円の増額、給付金事務補助金で799万1,000円及び給付事業費補助金で１億9,450万円でございます。

次に、16款道支出金２項道補助金３目農林水産業費道補助金でございます。産地生産基盤パワーアップ補助金で１億1,865万5,000円の増額、こちらはGPSガイダンス付自動操舵システム等の導入経費に対する補助金でございます。

次に、19款１項１目繰入金でございます。財政調整基金繰入金１億円の減額でございます。ページをめくっていただきまして、６ページ、７ページ、歳出でございます。

６款農林水産業費１項農業費２目農業管理費、農業管理事業で、18節スマート農業推進事業補助金１億1,865万5,000円の増額です。GPSガイダンス付自動操舵システム等の機器65台の導入経費で、洞爺湖小豆スマート農業推進協議会及び洞爺湖ゴボウスマート農業推進協議会に対する補助金でございます。

13款１項１目予備費3,307万3,000円の増額でございます。

14款１項新型コロナウイルス感染症対策費１目衛生対策費でございます。医療機関等支援対策事業で、18節医療機関等支援助成金440万円の増額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備に対して、町内の２病院、事業所に各100万円、診療所等６事業所に各30万円、調剤薬局６事業所に各10万円の支援金を支給するものでございます。

３目生活支援対策費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急対策として、住民税非課税世帯等に対して、生活、暮らしの支援を行う観点から、１世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給する事業でございます。

1 節報酬で、会計年度任用職員報酬163万9,000円の増額です。2 名分を予定してございます。3 節職員手当で、時間外勤務手当79万8,000円、期末手当12万円、管理職員特別勤務手当12万円の増額です。4 節の共済費は、社会保険料等で28万7,000円の増額。8 節旅費で、費用弁償2万4,000円の増額、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10 節の消耗品につきましては、消耗品費23万5,000円、印刷製本費14万2,000円の増額です。こちらはコピー用紙、封筒印刷費等でございます。それから11 節役務費で、通信運搬費47万8,000円、手数料102万8,000円の増額です。こちらは郵便料とか口座振込手数料等でございます。12 節委託料で、システム更新委託料100万円の増額です。これは口座情報データ移行経費でございます。13 節使用料及び賃借料で36万円の増額、こちらは事務機器等借上料で、コピー複合機の借上料でございます。18 節負担金、補助及び交付金で、西いぶり広域連合負担金176万円の増額、こちらは新規システム導入費でございます。

最後に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で1億9,450万円の増額、対象世帯1,945世帯に対して、1 世帯につき10万円の臨時特別給付金を支給するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、五十嵐議員。

○6 番（五十嵐篤雄君） 一つの項目なのですが、五つぐらいの質問をさせていただきます。

農業管理事業のスマート農業推進事業に関してでございますが、全員協議会で農業振興課長より説明をお受けいたしました後、私もちょっと分からない部分があったので何点かお伺いした経緯がございました。これからの農業に欠かせない施策だというふうに私も素人ながら理解をしているところでございますが、1 億1,865万円、道から入っているようですが、半分助成を頂いて、当町に入ってそのまま同額が出ていくというスタイルで今回計上されておりますけれども、この事業について何点か、その後、もう少し詳しく知りたいということがありましたので、お伺いするわけでございます。

まず、このパワーアップ事業の採択を受けるための条件というのは、どういうことをクリアする、ないしはどういうことを条件として、この事業が採択されたのかどうか、そのことが1 点。

それから、今回は小豆とゴボウになっていきますけれども、契約栽培をして増やすということになっていきますが、契約者はどこどこが契約の担当になるのか、多分個々の農家ではない、農協がやるのかなと思いますが、その辺をお聞かせいただきたいということと。

それに伴って、個々の農家の方が耕作地を増やすことや、生産量を増やさなければ駄目だということになっていきますけれども、その辺の目標値といいますか、割り当て等もきちっと行われたのかどうか。

それから、半額、事業主の負担になっていきますが、それが主に機器のリース料になってい

ます。これ7年のリースですが、7年後はこの機器はどうなるのかという点がもう1点。

それから、全員協議会で説明を受けたときには、産地生産基盤パワーアップ事業というふうに説明を受けたのですが、申請の部分については、スマート農業推進事業となっていますので、この関連といいますか、スマート農業の中にこのパワーアップ事業があるのか、そういう位置づけについてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、ゴボウと小豆を選択した。ほかの作物ではなくて、この二つの品目を選んだ理由について。ちょっと数が多いですけども、5件ほどになりますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 今のご質問についてご答弁させていただきます。

今回の事業でございますが、必要な事業に対しまして50%の補助ということでございます。条件は何かということかと思いますが、条件は、個々の経営形態におきまして、各種品目が輪作上ございますけれども、その中でも過去に事業として取り組んでいないものを抜粋いたしまして、その中に小豆とゴボウということでございまして、ある程度作付者に対して取りまとめを行いまして、今後、導入機器を入れたことによって規模拡大が可能な方を抜粋して、このたび事業計画を立てたということでございます。

二つ目の契約栽培は、契約者は誰かということになるのですが、JAとうや湖の農業者のスマート農業協議会会員と、団体名で契約をさせていただくということで進めるようになってございます。

それから、三つ目の個々の農家の目標値はということでございますけれども、目標につきましては、先ほちょっと触れさせていただきました希望者の調査において、今後10%以上の拡大が可能な方ということで絞り込んだということでございます。

四つ目のリース後の所有はどうなるのかということでございますが、まず今年、事業に取り組んで、個々の農業者の方に導入機械等は管理をしていただくということになります。その後、その方に残価で譲渡するということで整理することになってございます。

本体の生産基盤パワーアップ事業とスマート農業推進事業補助金との違いということでございますけれども、産地生産基盤パワーアップ事業というのは国の事業でございまして、その中にスマート農業の推進の区分がございまして、収益性向上対策事業になるのですけれども、その中のスマート農業に取り組むという、大きな国の事業の中の種目にあるということでご理解いただければと思ってございます。

それから、二つの品目を選択した理由でございますが、先ほちょっと先に申し上げました、過去に取り組んでいなく、それから、作付向上が見込まれるというものに絞り込んで、今回目標値を設定したということから、この二つになったと。ほかにも二、三品目、取り組んだと聞いておりますが、最終的に成果目標が達成できないということから断念したと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 歳出のところで、6 ページ、生活支援対策費について質問させていただきます。

全員協議会でもおおむね伺っているところでありますが、さらに確認も含めて質問させていただきたいと思うのですが、コロナウイルスによって社会全体の機能そのものが傷ついたわけでありまして、政府あたりも傷ついた社会機能というものを何とか前のような環境に戻さなければならないということも含めて、こういう支援対策を講じているということに対しては、私は高く評価しなければならないだろうと思うのですが、ただ、該当世帯数が1,945世帯ということでございますけれども、これはやっぱり該当世帯になる基準というものがあるだろうと思うのです、収入基準等も含めて。ですから、それを簡単に説明いただければと思います。

そこで、テレビ放映等が以前から、非課税対象者には10万円何がしの支援金があるということが踊っているものですから、いつ来るのだろ、いつ来るのだろと待っている方々も非常に多いという感じを受け止めております。したがって、これから今日の議会で議決を経たならば、積極的な作業に入っていくのではないかなと思うのですが、いつ頃、支援金を受給するのか、支給できるのか、そういった事前の通知というのは、どういう内容で該当者に周知徹底するのか、その辺、伺っておきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず、最初の非課税世帯の簡単な部分の説明というお話があったかと思います。こちらにつきましては、この言葉のとおりでございますけれども、住民税が課税されるわけなのですけれども、住民税の中の均等割と言われる、いわゆる所得割とは別に、均等割の部分だけが課せられるというような方も中にはいらっしゃるのですが、こういった部分についてまでも非課税となっておられる、やはり低所得者世帯とされるご家庭ということになります。あくまでも住民税の均等割も含めた全ての部分が非課税の方ということで、収入等々につきましては、世帯の人数の構成によりましてそれぞれ異なりますので、ここでは例として細かく述べられませんが、基本的には、お1人につき30万円前後ぐらいの所得、それは年金であると、他の事業収入であると問わず、今、正確にきちっとした金額は申し上げられませんが、その金額を超えない限りは、住民税の均等割といった部分については課税されないということになってございますので、そちらの部分が世帯の人数に応じて全ての部分の住民税が非課税ですという取扱いになっている方々につきまして、非課税とされることとなりますので、そういった方々の世帯が、先ほどお話しさせていただきました1,945世帯が対象ということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、事前の通知ということでございましたけれども、こちらにつきましては、この後、今日ご審議いただいて可決いただいた後に、広報等、回覧等々の中で、できるだけ早い段階で周知、当然のことながら申請を要する方、家計急変者と、今回、住民税非課税世帯の

中でも所得の変動によりまして、申請をすることで給付を受けられるといったようなご家庭の方もおられますので、こういった方々につきましても早い段階でお知らせをし、申請の準備といいましょうか、そういったことについても着手していただかなければならないといった部分もございますので、まず、可能な限り速やかに事前の周知を行った上で、協議会の中につきましても、今のところ2月下旬のほうで支出の予定をさせていただいておりますというお話をさせていただきましたけれども、この部分につきましても、事務的に準備が整い次第といいましょうか、速やかに事務を進めた上で、整った段階から支給につきましても開始してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかにございませんか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 二つの種類で聞きたいのですが、一つは、先ほどもほかの議員の方が質問されていましたが、産地生産基盤パワーアップ事業について、もう少し詳しく説明いただければと思うのですが、今の時勢でスマート農業というのは大変ハイテクな、そして費用的にも非常に高額で、確かにそれによって生産力は上がる、人手も少なくて済むと。いろいろな面でいい面はあるのかもしれませんが、私がちょっと心配なのは、こうやってどんどんと機械化なり I T 化されていく中で、問題は市場が、例えば国際情勢の変化によって大幅に需要が激減すると、あるいは今回のようなコロナの蔓延によって需要が落ち込むと、こういうふうになりますと、せっかく大規模化し、そして資金も投入したのだけれども、結局見込みどおりの売上げにならない。

そうなった場合、これに参加している農業者の個々の負担というのはどうなっていくのか、そのことについてどのような救済策があるのか、これをちょっとお聞きしたいのです。JA などが中心となって販売先との契約を結ぶような話もありましたけれども、それにしても契約相手だって必要以上に品物を取るわけにはいかないだろうし、そうなりますと、せっかく生産してもそれが思うように価格に反映していかないということにもなりかねない。そうすると、リースで借りている返済だって滞ってくる。そうすると、そこに参加している農家の負担も増えてくるのではないかという気がするのですが。あるいは参加している農業者の中で、協議会の中で、例えば辞退するような場合が出たときには、ほかの人たちがそれを負担することになるのか、その辺のことも含めて、契約内容とかをもう少し説明いただきながら、個々の農家にとって将来的に、仮にどんな負担がこれから起こり得るのか、それに対してどんな対応策が取られるのか、その辺についてももし分かっていたら説明をいただきたいと思います。

それからもう一つは、補正の中で、今出ておりましたけれども、生活困窮者、特に非課税世帯と生活保護世帯に対する特別臨時給付金なのですね。これは年前から国のほうでは方向を定めて、都市部では12月の段階でそれを予算化し、そして支給に向けて手続を進めていくということになったわけですが、町村の場合は、その情報が入る時期が遅くなっているの

かどうか、それも分からないのですが、比較的豊浦などは、私が洞爺湖町で聞いたときよりも早くこの給付の取組を進めているということで、1月の末あたりに支給ができるというような見通しで、今進めているそうです。室蘭は人口も多いということもありまして、3月上旬から中旬にかけて支給されるということなのです。洞爺湖町の場合、事前の説明を聞きましたら、2月の中頃だということなのですが、プッシュ型ということで、明確にこの世帯については受給対象であるということが分かる生活保護世帯初め、従来からの非課税世帯等について、これは手続上早く進めていく、また、進めることはできないのかどうか、改めて伺いたいということと。

それから、広報にしても周知の方法が、例えば新聞折り込みにしても、今、一般新聞はほとんど購読者が減って、新聞を取らない方が増えている。特に生活困窮というか、職を失ったような人たちも含めてですが、そういう人たちというのは広報自体も、何かいろいろなものと一緒に入ってくると、なかなか中身がよく見られていないということもあると思います。

だからその辺、例えば今、防災行政無線なんかもあるわけですから、そういったことも今取り組んでいますということで、必要な方は役場に問い合わせてください。あなたができますと、そんなことを言う必要はないのだけれども、必要な方は問い合わせてください。そういったような、例えば防災行政無線を使うとか、あるいは今FMも盛んに、町長は、Yラジオを積極的にということで前から言っていますが、受信状態もあります、例えばそういう中で、洞爺湖町の場合はこういった取組をいついつからやっています、申込みはどこにしてくださいみたいな、そんなこともいろいろな媒体を活用して周知すべきではないかなというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） ご質問の内容でございますが、今回取り組む内容でございますが、やはり人手不足というのは農村現場の中で一つの問題になってございます。その中でも比較的機械化できる品目について取組をさせていただいているということでございます。

そのような形で、その目標を達成できるように小豆とゴボウを選択させていただいてございますが、契約の相手先の内容でございますが、今まで契約栽培をしていなかった業者と改めてもう一度契約をさせていただくという部分がゴボウでございます。

それから、小豆につきましては、今まで国内小豆を使う比率が低かったという現状がございまして、その中でコロナ禍が発生して、お土産事業のあんが比較的低調になっておりましたが、その中で、業界のほうで国産の使用率を上げようという取組をさせていただいてございますので、そういう差別化も含めて行っている取組の中に、今回、目標設定でございますが、契約栽培の面積を10%以上向上させる。かつ50%の契約数量を上げるという目標を立ててございます。

これは、やはり個々の農業者の経営の安定化を図るということで、議員おっしゃるとおり、使うほうの立場もございまして、送るほうの立場として、生産する立場として、やはり所得を確保していくというところから、そのような目標を設定させていただいたというところで

ございます。その目標を達成するために、今回、スマート農業の機械等を65台導入するというものでございまして、やはり地域農業をこれから守っていく上で必要な取組だと考えておりますし、JAとうや湖からもそう聞いてございますので、地域一体となって所得の確保に向けたスマート農業の取組を実施していきたいというものでございます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 2点目の住民税非課税世帯等に対する特別給付金の関係でございまして。

まず、冒頭の中で、国からの通知で、町村によって遅い部分があったのかというようなお話もございました。こちらの部分につきましては、どこの自治体も、市も含めまして、町村全て同じ通知を受けてございます。

それで、まず、早く支給できるといったところの自治体の状況等々も確認させていただいた部分もございますけれども、まず、12月中に専決処分によって事務のほうを進めておられる自治体については、件数の比較的少ないところについては、そういった形の中で可能な限り1月末までにといった部分の支給も可能とされている自治体はあるというのは、私どもとしても道のほうからの通知の中で、全て179の自治体、このぐらいのスケジュールですといったような通知も受けていますけれども、そのようなことで把握はしているところでございます。

それで、相当時間がかかるといった部分、今回、国のほうから示されている様式の中におきましても、要件の確認書といったようなものがございまして、先ほどプッシュ型というお話がございましたけれども、確かにプッシュ型の中で、過去に給付金を受けた方々の口座の情報といったものは私どものほうで記載させていただいて、こちらのほうで間違いございませんかという確認を1点させていただくということ。

それからもう一つは、世帯の中で、私どものほうで非課税世帯というふうに掌握してございまして、中には、いわゆる町外の方から、課税されておられる方の扶養親族になっておられるのだといったような高齢者の方、あるいはお子さんといいたしましうか、いろいろな方々が、非課税世帯の方でも含まれますので、こういった方々につきましては、世帯の一部の中にそういった対象の方がおられる部分についてはいいのですけれども、全ての方が扶養を受けているといった場合については、今回の支給の対象外とされるといったようなこともございますので、まずこういった部分の確認が一つ。

それから、当然ではありますけれども、未申告、いわゆる申告をしていないのだけれども所得があるのです。そういったことは事実としてはございませんといったような申し出といいたしましうか、その辺の確認事項といったものが、今回の確認書の中で、必ず対象者の方々に通知をした中で確認しなさいということになっている。こういった事務がこれまでのプッシュ型のものとは内容を異にするものですから、この部分で相当の時間を要するといったような状況になっているところでございます。

それで、広報で周知もさせていただきますけれども、議員のほうからお話もございました。

町といたしましては、当然のことながら回覧についても利用したいと思っておりますし、防災無線等々につきましても活用を図りながら、今後様々な形で周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 先ほどお話ありました、事務的には本当に速やかに取り組みたいという気持ちは持っております。しかし、前回の年末の10万円の給付においても、先行してやろうとした、5万円、5万円の給付で10万円給付するといった場合、残り5万円を勝手に給付した場合は対象にしないという、国が手の平を返すということがあって、各自治体が急ブレーキをかけたということもございます。そういうことから、閣議決定を待って、国の、その対象になるのかどうかということを確認しなければならないという部分も現実にはあったということでございます。

それから、今回の仕組みの中では、プッシュ型以外に、家計急変の方が申請をしていただくという仕組みが入っております。これについては、議員お話しされたように、十分な周知をしていないと申請、手上げ方式ですので、その制度、仕組みが全く分からなかったという方もいらっしゃるかと思います。こういうことから、従来型の行政のお知らせにこだわらずに、先ほどお話ありました防災行政無線を使って、そういう話がちょっとでも耳に入って、行政のほうに問い合わせしてみようかなとか、そういうような細やかな、今までやっていたからこうだということはないに、十分住民の皆さんに伝わるような方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 先ほどの質問に対する答えで、もう1回聞きますが、今回のパワーアップ事業、農業者個々の負担がどのくらいになるのか。それと、途中で例えばその取組、撤退するような場合が起こったときにはどんな負担がそこで出てくるのか、あるいは支援策等があるのか、この点、先ほど答えていただけていないので、その点、答えていただきたいと思っております。

これから、今、答弁いただいた生活困窮者、非課税世帯等の特別臨時給付金ですが、生活保護世帯については、収入認定しないというのが国の方針です。その辺も含めてしっかりと説明をしていただければと思います。比較的、道の扱いで、収入認定するとかしないとかということで、国の方針とは全く違う方向で市町村に連絡をしている場合もありますから、そこら辺はしっかりと確認した上で、生活保護世帯についても、当然生活保護世帯が受けたときには、翌月の保護給付から引かれますなんていう話になって、今まで幾つかありました。今回の場合は、生活保護世帯については収入認定しないということですので、その点もしっかりと徹底していただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 個々の事業費の関係でございますが、個別に導入する機械が

全く違うものですから、個別のこのぐらいというものはお示しできない状況にあるということでご理解いただければと思います。

また、補助残につきましては、先ほどご説明したとおりリースでございまして、個別にリース契約をしていくということになりまして、そのリース契約の内容に応じて繰上償還もしくは契約者の変更ということになるかと思われます。ここでは、すみません、個別の内容についてはどのように、繰上げだとか、その辺の確認をしてございませんで、ちょっと控えさせていただければと思ってございます。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 臨時特別給付金の関係でございます。それで、生活保護世帯の方々への収入認定に関わる部分のお話でしたけれども、前回の給付金と同様に、今、確認させてもらっている段階では、おっしゃるとおり、収入認定はしないということなのですけれども、ただ、報告の義務だけはあるというようなことで伺ってございます。この部分につきましては、道のほうのケースワーカーの方が、道から当然皆様のほうに文書による周知も行いますけれども、お伺いをしたときに、そこの部分につきましてはきめ細かにご説明もさせていただいているというお話も伺ってございますので、このたびの給付金につきましても同様の対応を図っていただけるように、道の担当のほうには改めて申し伝えた中で、対応していただくようお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 先ほど質問させていただいたのですが、生活支援対策費で、臨時特別給付金のことなのですが、周知の関係で、先ほど行政無線なども利用したほうがいいのではないのかと、そういう手法もあるかと思うのですが、ただ、心配するのは、聞き方によっては、主が聞こえないと、みんなが該当になるのではないかという、そういう混乱にはならないのかという懸念を持っているわけでありますから、したがって、文書か何かで速やかに該当者に対して周知徹底するというほうが、むしろそういう戦略のほうがトラブルにならないのではないかという気がするのです。行政無線ははっきり聞こえないのです。ただ、給付金がもらえますということになれば、主が聞こえない場合は、私ももらえるのではないかと、俺ももらえるのではないかとということに聞こえて、混乱の元になりはしないかという心配する1人でありますから、その辺どんなものでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 行政無線での周知につきましては、今ご指摘のとおり、やはり限られた情報の中で、対象以外の方にとっては誤解を招くような放送となることもございます。今回の周知方法については、基本的に個別通知が原則となっておりますので、また、そういった防災行政無線を活用した周知については、もしそういう混乱があるような形であれば、もともとが、本来個別通知、また、回覧等の周知で一般周知も予定しておりますので、周知

方法は改めてしっかり検討した中で対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎町長選出馬表明

○議長（大西 智君） 次に、真屋町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 私ごとではございますが、今年4月執行されます洞爺湖町長選挙に真屋敏春後援会を初め、多くの団体の皆様から、昨年末からたくさんの叱咤激励を受けながら、今この大変な状況の中、いま一度頑張れというお言葉をいただきまして、出馬する決意をさせていただきましたのでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から3月の定例日の前日までは休会となっていますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時45分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員